

生徒指導提要

令和4年12月

文部科学省



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

第4章

いじめ

留意点

平成 25 年にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加の傾向にあります。各学校や教育委員会等において、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な事態の発生は後を絶たない状況です。このような状況下において、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、次の段階として、①各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有、②学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、③事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換、④いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うこと、が求められます。

4.1 いじめ防止対策推進法等

4.1.1 法の成立までの経緯

平成 23 年に発生したいじめ自殺事件を契機として、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が成立し、同年 9 月から施行されました。法の成立は、いじめ防止に社会総がかりで取り組む決意を示すと同時に、いじめが児童生徒の自浄作用や

学校の教育的指導に頼るだけでは解決が難しいほどに深刻化し、制御のために法的介入が行われることになったものと捉えることができます。その意味において、法制化は、学校におけるいじめ対応に大きな転換を迫るものであると受け止める必要があります。

4.1.2 法の目的といじめの定義

法の目指すところは、第1条に以下のように示されています。

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、(中略) いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟を目指すという決意が表明されています。

法の基本的な方向性は、

- 社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと
- 重大事態への対処（いじめの重大事態調査を含む。）において公平性・中立性を確保すること

にあります。そのことを踏まえ、各学校は、

- ① いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- ② いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- ③ 未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

が義務付けられました。

また、法はいじめの要件を児童生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていることとし、いじめられている児童生徒の主観を重

視した定義に立っています。教職員には校内研修等で、児童生徒には学級・ホームルーム活動等で、保護者には保護者会等で、具体的事例に則して法のいじめの定義^{〔*68〕}の共通理解を促し、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められます。

4.1.3 国の基本方針の策定

法の規定を受け、平成25年には「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定されました。「国の基本方針」を踏まえて、地方公共団体は地域の実情に合わせて具体的な「地方いじめ防止基本方針」を策定することが努力義務とされ、各学校は、これらを受けて「学校いじめ防止基本方針」を策定することが義務付けられました。

方針決定のプロセスにおいて保護者や地域の人々、児童生徒の意見を取り入れることや、策定された方針をホームページなどで公開し、保護者や地域の人々と方針を共有することが求められています。基本方針の策定を通して、いじめ防止の活動を学校内にとどめず、地域社会を巻き込んだものにすることが目指されています。

法の見直し規定^{〔*69〕}を踏まえ、平成29年に国の基本方針の改定が行われ、改めて学校のいじめ対応の基本的な在り方が示されました。重点事項は次のとおりです。

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与え

〔*68〕 法第2条には「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されている。なお、法成立以前の文部科学省の問題行動等調査におけるいじめの定義は、調査開始から平成17年度までは「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」、平成18年度から平成25年度までは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とされていた。

〔*69〕 法の附則第2条の「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」という規定に基づいて改定が行われた。

る行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)、という二つの要件が満たされていることを指す。

- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項^[*70]に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

4.1.4 いじめの重大事態

(1) いじめの重大事態調査の目的

いじめによる児童生徒の自殺など、重大事態が後を絶たないことを受け、平成29年には法及び国の基本方針に基づく対応を徹底するために、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が定められました。

いじめの重大事態とは、

- いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合(法第28条第1項第1号)
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合(同第2号)

を指します。前者は、「生命・心身・財産重大事態」、後者は、「不登校重大事態」とされています。これらの原因として、いじめ(疑いも含む。)が確認されれば、「組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」を実施します。

2号は不登校の基準の年間30日を目安としますが、一定期間連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要があります。調査は、「公平性・中立性」を確保し、被害児童生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思

[*70] 法第23条第1項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

い」を理解した上で、いじめの事実の全容を解明することと、学校・教育委員会等の対応を検証して同種の事案の「再発防止」につなげることが目的です。

(2) 教育委員会等への報告・調査

公立学校は、重大事態の発生を認知した場合、直ちに教育委員会に報告します^[*71]。なお、児童生徒・保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。

教育委員会は地方公共団体の長（以下「首長」という。）に報告するとともに、調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについての判断をします。1号は教育委員会等、2号は学校が調査主体になることを原則としますが、学校の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会等が主体で調査を行うことになります。

なお、「事実関係を明確にする」とは、「いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に」解明することです。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、再発防止に努めることが求められます。

(3) 調査結果の報告

調査によって明らかになった結果は、被害児童生徒・保護者に対して適時・適切な方法で提供します。関係者の個人情報への十分な配慮が必要ですが、個人情報保護を楯に説明を怠ることは避けなければなりません。

調査結果については、学校若しくは直接調査に当たった教育委員会等の附属機関（常設若しくは新たに設置された第三者委員会等）から教育委員会等に、教員委員会等から首長に報告されます。首長部局との連携を強化するためには、教育委員会会議のみならず、総

^[*71] 学校は、重大事態が発生した場合、国立大学に附属して設置される学校は国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣へ（法第29条第1項）、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ（法第30条第1項）、私立学校は当該学校を所轄する都道府県知事へ（法第31条第1項）、学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて認定地方公共団体の長へ（法第32条第1項）、事態発生について報告しなければならない。

合教育会議に附議し、いじめ事案への対応に関する改善の方向性等を検討することも考えられます。

報告を受けた首長が必要と認めるときには、調査結果についての調査^{〔*72〕}を行うことになります。学校・教育委員会等は、再調査が行われる場合には、調査主体の指示の下に資料を提出するなど調査に協力しなければなりません。

なお、学校及び教育委員会等は、調査結果に基づき、被害児童生徒に対しては安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う必要があります。加害児童生徒に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行うことが求められます。

4.2 いじめの防止等の対策のための組織と計画

4.2.1 組織の設置

法により、全ての学校はいじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応するために、「学校いじめ対策組織」などの名称の校内組織を設置することが義務付けられました。法第22条において、「当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」と規定されています。

しかし、いじめへの対応において、組織が効果的に機能していないために重大事態が引き起こされるケースが見られることから、学校内外の連携に基づくより実効的な組織体制を構築することが課題となっています。

(1) 組織の構成

いじめへの対応に当たっては、学校いじめ対策組織を起点として、教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うことが求められます。そのためには、教職員一人一人が、いじめの情報を学校いじめ対策組織に報告・共有する義務があること

〔*72〕 法第30条第2項 報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

を、改めて認識する必要があります。

学校いじめ対策組織が、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を的確に進めるためには、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心として協働的な指導・相談体制を構築することが不可欠です。

組織の構成メンバーは、校長、副校長や教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーターなどから、学校の規模や実態に応じて決定します。さらに、心理や福祉の専門家である SC や SSW、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家を加えることで、多角的な視点からの状況の評価や幅広い対応が可能になります（図8）。

また、生徒指導部や生徒指導委員会などの既存組織を活用して法に基づく組織として機能させることも可能ですが、学校いじめ対策組織としての会議であるという自覚の下で協議したり、年間計画に位置付けて定例会議として開催したりする必要があります。

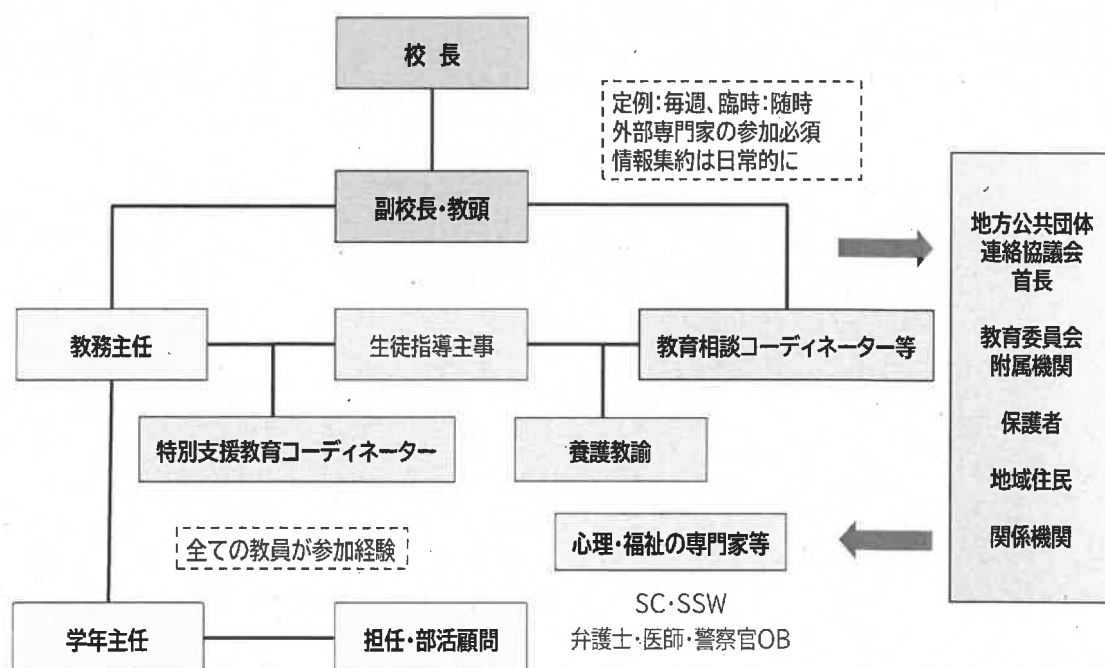


図8 学校いじめ対策組織の例

4.2.2 組織の役割

学校いじめ対策組織の具体的な役割は、主に以下の5つとなります。

- ① 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間指導計画（いじめアンケートや教育相談週間、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるいじめ防止の取組など）の作成・実行の中核的役割を果たします。加えて、校内研修の企画・実施も重要な役割です。
- ② いじめの相談・通報の窓口になります。複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有します。教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせずに、進んで報告・相談できるように環境を整備することが重要です。
- ③ いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携といった対応をします。
- ④ 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCA サイクル（→ 1.4.2 生徒指導マネジメント）で検証を行う役割を担います。
- ⑤ いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体にもなります。

4.2.3 実効的な組織体制

学校いじめ対策組織が実効的な機能を果たすためには、教職員間での情報共有が可能になるように、アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「可視化（見える化）」を図ることが大切です。また、組織が真に機能するためには、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫だ」と思える、発言することへの安心感を持てる状態（心理的安全性）をつくり出すことが不可欠です。

加えて、児童生徒や保護者に対して、学校いじめ対策組織の存在及び活動が認識されるような取組（全校集会の際にいじめ防止の取組の説明をするなど）を積極的に行うことが大切です。いじめを解決する相談・通報の窓口として信頼が寄せられれば、早期発見・早

期対応が可能になります。

4.2.4 年間指導計画

学校いじめ防止基本方針は行動計画に近いものであることに留意し、学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、どのような取組をいつ実施するかということを年間計画として定め、学校評価において目標の達成状況を確認することが不可欠です。特に、道徳教育をはじめ、人権教育や法教育、体験活動など、教育活動全体を通して、児童生徒が、いじめ防止に向けた方策の決定過程に主体的に参画し、議論し、実行するような取組を推進することが、未然防止につながります。

学校いじめ防止基本方針は、「学校はいじめ防止の観点から、児童生徒がどのような態度や能力を身に付けるように働きかけていくのか」、「個々の教職員は、自分が何をすべきなのか」、「保護者や地域の人々、関係機関は、どのように協力すればよいのか」ということが分かる内容を含むものでなければなりません。したがって、各学校が、学校いじめ防止基本方針をホームページに公表し、毎年、自校のいじめ防止の取組を振り返り、児童生徒の声を聞き、保護者の意見にも耳を傾け、地域の人々や関係機関と情報交換しながら、自ら問い直す姿勢が求められます。

4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

法第8条において、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定されました。それまでは、いじめが起った後の「対処」に焦点が当てられがちでしたが、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序が明確に示されたと言えます。この対応のプロセスは、図9に示した生徒指導の4層の支援構造である、①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導と重なるものです。

具体的には、全ての児童生徒を対象に、①発達支持的生徒指導として、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけたり、②課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行ったりします。

さらに、③課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努めます。予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がけます。同時に、学校いじめ対策組織へ状況を報告し、継続的な指導・援助が必要な場合は、④困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメント（→3.4.2 (1) 困難課題対応的生徒指導及び課題早期発見対応におけるチーム支援）に基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進めます。保護者とも連携しながら、被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどが目指されます。

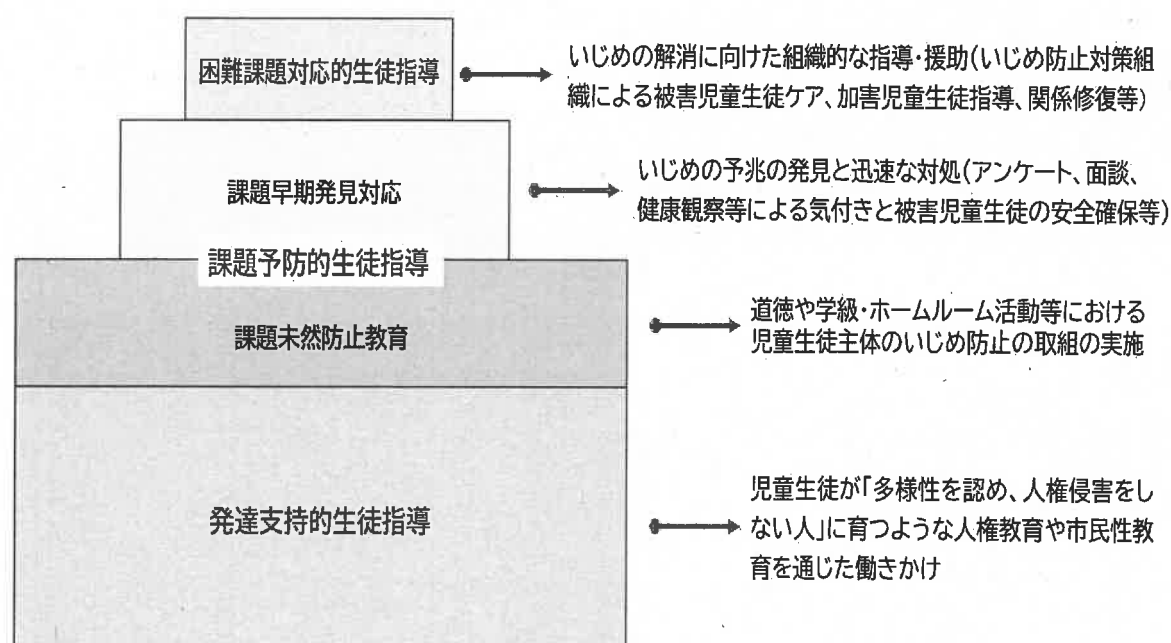


図9 いじめ対応の重層的支援構造

各学校においては、いじめの認知率を高め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけることが求められます。

4.3.1 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです。したがって、児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常的教育活動を通して行うことが、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と考えることができます。

児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかけるためには、教職員が、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す^{〔*73〕}人権教育と生徒指導は密接な関係にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つものであることを意識することが必要です。

また、市民性を育む教育を行うことも重要です。いじめ防止につながるという視点からは、発達段階に応じた法教育を通じて、「誰もが法によって守られている」、「法を守ることによって社会の安全が保たれる」という意識を高めるとともに、学校に市民社会のルールを持ち込むことも必要です。その際、児童生徒のみならず、教職員も保護者も、学校に関係する地域の人々も、市民社会のルールを尊重することが求められます。

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つためには、学校や学級が、人権が尊重され、安心して過ごせる場となることが必要です。こうした学校・学級の雰囲気を経験することによって、児童生徒の人権感覚や共生感覚は養われます。

したがって、「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指すことも、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができます。その際、児童生徒の基本的な人権に十分に配慮しつつ（→ 1.5.1 児童生徒の権利の理解）、次のような点に留意することが重要です。

①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す

集団教育の場である学校、学級・ホームルームにおいて凝集性を高めることは必要ですが、行きすぎて同調圧力が強まると、多様性を認め合うことが難しくなりかねません。教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、児童生徒がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるよう

〔*73〕『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕』文部科学省 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議（平成20年3月）

に働きかけることが大切です。

- ② 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする

学力以外にも様々な観点から、児童生徒が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを、学校生活において、どれだけ提供することができるのかが重要です。自分のやろうとすることが認められ、応援してもらっていると感じて初めて、学校が居場所であると思えるようになります。

- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む

自己への信頼とは、主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感することによって育まれると考えられます。例えば、積極的に「異年齢交流」に取り組むことで、いじめや不登校、暴力行為が大きく減ったという報告もあります^{〔*74〕}。お互いに助け合いながら、学級・ホームルームの係活動や児童会・生徒会活動などにおいて何ができるのか、ということについて児童生徒自身が考える機会を用意することも大切です（→ 2.5.4 児童会・生徒会活動、クラブ活動と生徒指導）。

- ④ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

困ったときや悩みがあるときに、隠して耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる雰囲気があるかどうかは、児童生徒の学校での安全・安心を大きく左右します。成長途上にある児童生徒が、甘えたり、弱音を吐いたりして、信頼できる大人（教職員や保護者等）に援助希求を表出することは、「適切に依存できる」ネットワークを築いて「自立」（大人になること）へと踏み出す一歩であると理解することが大切です。「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかり受け止めることができる体制を学校の中に築くことが求められます。

国の基本方針において、「いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。」と指摘されています。

いじめ防止につながる発達支持的生徒指導が目指すものは、児童生徒一人一人が、お互いを多様な存在として認め、「自己指導能力」を身に付け、何が正しく何が間違っているかを自分の頭で考えることができるようになり、理不尽なことがまかり通らぬ世の中を担

〔*74〕 「校区ではぐくむ子どもの力」国立教育政策研究所生徒指導研究センター（平成23年）

う大人になることであると言えるでしょう。

4.3.2 いじめの未然防止教育

いじめの未然防止教育においては、「児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるためにどう働きかけるのか」、「いじめを生まない環境づくりをどう進めるのか」ということが問われます。

その問いに答えるためには、いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行うことが大切です。

(1) いじめる心理から考える未然防止教育の取組

いじめる心理を考えると、加害者の背景にいじめ人格というような固定的なものがある訳ではなく、おそらく一人の子供の心の中で善と悪との葛藤が生じ、時に悪の衝動が勝っていじめを行ってしまうことになるかと捉えることができます。

「いじめは良くない」とほとんどの児童生徒が分かっているはずなのにもかかわらず、小4～中3までの6年間の追跡すると、9割の子供がいじめた経験を持っているという調査結果もあります^{〔*75〕}。したがって、頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように働きかけることが重要です。

学校においては、道徳科や学級・ホームルーム活動などの時間に、実際の事例や動画^{〔*76〕}などを教材に児童生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意することが求められます。

児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させることが、いじめの未然防止教育として重要です。

また、いじめの衝動を発生させる原因としては、

〔*75〕 「いじめ追跡調査 2016-2018」 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（令和3年）

〔*76〕 「いじめられたとき」、「シンキングエラー」、「いじめをなくそう」、「ともだちづきあい」の四つのシリーズから構成されるいじめに対する理解を促す動画教材（文部科学省）の活用等。

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級・ホームルーム集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ 金銭などを得たいという意識
- ⑥ 被害者となることへの回避感情

などが挙げられます。

いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくないと思われます。さらに、「自分がなぜいじめに走ってしまうのか」「どうしていじめることではしか気持ちが保てないのか」ということに無自覚である場合も多く、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要になります。

児童生徒自身が自分の感情に気づき適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行うことも未然防止教育として重要です。

(2) いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではありません。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立ちます。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかのポイントになります。

日本のいじめの多くが同じ学級・ホームルームの児童生徒の間で発生することを考えると、学級・ホームルーム担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級・ホームルームへの安心感を育み、学級・ホームルーム全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させることが重要です。

特に、児童生徒の中には、他者の評価を行動基準としたり、他者の視線を気にしたりす

るタイプが多く、周囲に過剰に同調する傾向が見られます。そこに被害回避感情が重なると、「仲裁者」や「相談者」になることはますます難しくなります。学級・ホームルーム担任が信頼される存在として児童生徒の前に立つことによって初めて、児童生徒の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能になります。加えて、いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を、道徳科や学級・ホームルーム活動等において行うことも重要です（→ 2.3.3 道徳科と他の教育活動との関連の充実と生徒指導）。

(3) いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

倫理や道徳、人間関係のモラルという観点から未然防止教育を進めることの重要性は言うまでもありません。しかし、改めて、児童生徒が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかけることも必要です。

そのような視点から、発達段階に応じて、法や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つことで市民社会のルールを守る姿勢を身に付けることも、未然防止教育として重要です。

4.3.3 いじめの早期発見対応

(1) いじめに気付くための組織的な取組

日本のいじめは、外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的ないじめが多く、また、同じ学級・ホームルームに加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりする点に特徴があります。そのため、いじめの存在に気付くことができなかつたり、学級・ホームルーム担任の抱え込みから事態が深刻化してしまつたりするケースも少なくありません。

これまで個々の教職員のいじめに対する感度を高める取組を行ってきましたが、個人差もあり、組織的な気付きを促したり、全校を挙げて問題に取り組んだりする姿勢が不十分な学校も見受けられます。

いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要があります。そのためには、児童生徒の表情や学級・ホー

ムルームの雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められます。

さらに、最近では、SNS を介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど（11.3.3 インターネット問題の早期発見、11.3.4 インターネット問題への適切かつ迅速な対処）、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースも増えています。

主ないじめ発見のルートとしては、

- アンケート調査
- 本人からの訴え
- 当該保護者からの訴え
- 担任による発見

などが挙げられます。

アンケートを実施するに当たっては、いじめを受けている児童生徒が「見られたらどうしよう」といった心配をせずに記入できたり、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるなどして精度を高めたりする工夫が必要です。

なお、アンケート実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェック（人を変えて、複数人で再確認する。）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに対応することが肝要です。さらに、児童生徒に安心感を与えること、まめな校内の見回りや、困ったときには先生に相談したいという気持ちを生み出す教育相談活動なども大切です。

また、家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げることも重要です。学校の「気づき」と家庭・地域の「気づき」を重ね合わせることで、学校だけでは見逃されがちないじめの早期発見が可能になります。

(2) いじめへの対応の原則の共通理解

① いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア

いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先します。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠です。その際、以下のような点に留意することが

必要です。

- 「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと
- いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること
- 大人の思い込みで子供の心情を勝手に受け止めないこと
- 「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること

② 被害者のニーズの確認

対応の第二步としては、「力になりたいのだけれど、何かあれば言ってほしい」と被害者のニーズを確認します。危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめる児童生徒や学級・ホームルーム全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要です。

③ いじめ加害者と被害者の関係修復

対応の第三步としては、いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図ります。加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかけます。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がけることも大切です。

加害側の児童生徒へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になります。また、指導の事前及び対応の過程で被害児童生徒及び保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行うことも忘れてはなりません。

④ いじめの解消

対応の第四步としては、いじめの解消を目指します。その際、何をもって「解消」とするのかという点についての共通理解が求められます。解消の二条件^[*77]を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する必要があります。なお、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていくことが大切です。

また、対応に当たっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」、「いじめられる側にも原因がある」などと、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自

[*77] ①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定（平成25年10月11日（平成29年3月14日最終改定））

己点検することが重要です。そうでないと、被害者が自分の辛さを受け取ってもらえないと感じて孤立感を深め、二重三重に苦しむことにもなりかねません。

4.3.4 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実践

いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められます。

いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースとして、一般的には、次のような状況が考えられます。

- ① 周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ
- ② 閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ③ 被害と加害が錯綜しているケース
- ④ 教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- ⑤ いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊の状況にある場合
- ⑥ いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童生徒が捉えている場合も含む。）ケース
- ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒に関わるケース^{〔*78〕}
- ⑧ 学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

このようなケースについては、できるだけ早い段階から、SC や SSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められます。

ケース会議においては、①アセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等）を行い、②アセ

〔*78〕 「いじめの防止等のための基本的な方針」において、発達障害を含む、障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた支援を行うこと等を示している。（別添2）「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」（1）いじめの防止、②いじめの防止のための措置、ウ）いじめが生まれる背景と指導上の注意

スメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行います。

ケース会議後に、③被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得た上で、④指導・援助プランを実施し、さらに、⑤モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等）を行う、という流れになります。

その際、特に、アセスメントに基づくプランの策定と実施、解消に向けての明確な目標設定、対応に関する被害児童生徒本人及び保護者の同意の確認、などに留意することが必要です。

なお、問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図ること、及び関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことが重要です。また、いじめが認知された後の対応として、⑥教育委員会等への報告、及び⑦情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行うことも不可欠です。

4.4 関係機関等との連携体制

4.4.1 関係者の連携・協働によるいじめ対応

法において、いじめを受けた側・いじめた側の児童生徒・保護者に対する支援、指導、助言等は、関係者の連携の下、適切に行われるように努めなければならないと明記されています^{〔*79〕}（→ 3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働）。

社会総がかりでのいじめの防止を目指す上では、学校だけで抱え込まずに、地域の力を借り、医療、福祉、司法などの関係機関とつながることが重要です。また、法において、例えば事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、所轄警察署と連携して対処していくことも示されています^{〔*80〕}。

いじめに関する事象の発生を把握した際には、迅速に対応し、必要に応じて関係機関等

〔*79〕 法第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

〔*80〕 「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」文部科学省初等中等教育局長（平成25年5月16日）

との連携が図れるように、日頃から顔の見える関係をつくっておくことが大切です。各学校の「学校運営協議会」や地方公共団体に設置される「いじめ問題対策連絡協議会」などが、そのような場として機能することが期待されます。

また、いじめ対応において教育委員会等に求められる役割は、以下のとおりです。

- ① 各学校のいじめの状況を把握した上で、得られたデータに基づいて的確な支援を行います。教育委員会等に集約されたいじめの情報や対策の課題などを、問題行動等調査や就学援助率、学力調査などの情報と照らし合わせて分析し、エビデンスに基づくいじめ対策の具体案を学校と協働して策定します。
- ② 法や国及び地方自治体のいじめ防止基本方針の教職員への周知を図り、いじめに関する教職員の意識改革を促します。研修や事例検討会などを通じて、いじめの定義の再確認や学校いじめ対策組織を中核とした組織的な対応の徹底を図ります。
- ③ いじめに関する保護者の認識を高めるために、子供の人間関係や発達に関する理解を深める普及啓発の取組を行ったり、地方自治体のホームページ等でいじめ防止に関連した家庭向けの情報を積極的に発信したりすることが大切です。さらに、いじめに対する家庭や地域の気づきが学校に届くように、情報窓口や相談体制の周知を図ることも必要です。
- ④ 重大事態が発生した際の第三者委員会の設置と事務局としての活動、警察との連携や地方公共団体との橋渡しなどの役割を担います。なお、法や国の基本方針等に基づき、深刻ないじめ事象が起こったときには、複数の専門家から構成される学校支援チームを派遣し、学校をサポートすることも大切な役割です。

4.4.2 保護者・地域の人々との連携

(1) 保護者との連携

学校が被害者及び加害者の保護者との連携を図ることが困難なケースも散見されます。特に、いじめと認めたがらない加害者の保護者からの協力を得ることが難しく、学校の働きかけが鈍ってしまうことも少なくありません。

また、重大事態調査において、加害者の保護者からの協力が得られない場合も見られます。その背景の一つとして、法が保護者の責務として、「その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を

行うよう努めるものとする。』[*81] と、厳しく指導する側面を強調し、「いじめをしない子供」に育つように成長支援という視点から働きかける方向性が弱いことが考えられます。

加害者に被害者の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら加害者を指導することが求められます。被害者の保護者はもとより加害者の保護者との連携を図ることが、いじめの解消と再発防止において重要です。

(2) 地域の人々との連携

子供は家庭だけでも、学校だけでも育つものではありません。両者の連携に加えて、地域の力が不可欠です。国の基本方針においても、いじめの防止について、「より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する」ことの重要性が指摘されています。

地域が一体となって学校を核とした地域づくりを目指す「地域学校協働活動」や、保護者・地域住民が学校運営に参画して地域とともにある学校づくりを目指す「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の取組が各地で進められています（→ 3.7.2 学校と家庭、地域との連携・協働）。

家庭で多様な人間関係を経験することが難しい子供たちが、地域の大人と関わる体験を通じて、地域に見守られているという安心感を抱くようになります。PTA や地域の関係団体と学校関係者が協議し、地域ぐるみの取組を推進することが、いじめのない温かな社会を築く大きな一歩になるのではないのでしょうか。

[*81] 法第9条（保護者の責務）

「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」名簿

50 音順、職名は令和 4 年 9 月現在

■ 生徒指導提要の改訂に関する協力者会議委員

浅野 明美	全国養護教諭連絡協議会顧問
新井 肇	関西外国語大学外国語学部教授 「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」副座長
池辺 直孝	神奈川県立湘南高等学校長 全国高等学校長協会生徒指導研究委員会前委員長
石隈 利紀	東京成徳大学大学院心理科学研究科長・教授
伊藤 美奈子	奈良女子大学研究院生活環境科学系教授
伊野 亘	独立行政法人国立青少年教育振興機構前理事
井上 智朗	独立行政法人国立青少年教育振興機構理事
大字 弘一郎	世田谷区立下北沢小学校統括校長・全国連合小学校長会長
岡田 俊	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所知的・発達障害研究部部長
岡田 弘	東京聖栄大学健康栄養学部教授
奥村 理加	八王子児童相談所児童福祉相談専門課長
栗原 慎二	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
笹森 洋樹	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター上席総括研究員（兼）センター長
七條 正典	高松大学発達科学部教授
高田 直芳	埼玉県教育長
土田 修	日本 PTA 全国協議会元副会長
野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科特任教授
針谷 修	台東区保護司会会長（元早稲田中・高等学校教諭）
藤田 絵理子	和歌山県立医科大学小児成育医療支援室主事
丸山 陽一	川口市教育委員会学校教育部次長兼指導課長
三田村 裕	八王子市立上柚木中学校長・全日本中学校長会元会長

三村 隆男	早稲田大学大学院教育学研究科教授
宮寺 貴之	科学警察研究所犯罪行動科学部付主任研究官（兼）研究調整官
八並 光俊	東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授 同大学大学院理学研究科科学教育専攻教授 「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」座長 デジタルテキスト作成者・編集責任者
山下 一夫	鳴門教育大学参与

■ オブザーバー

小野 憲	前 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター総括研究官
高橋 典久	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター総括研究官
滝 充	国立教育政策研究所名誉所員
宮古 紀宏	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター総括研究官 （命）副センター長

■ 委員以外の執筆協力者

押切 久遠	法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
瀧野 揚三	大阪教育大学教育学部教授
竹内 和雄	兵庫県立大学環境人間学部准教授
中村 豊	東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授 同大学大学院理学研究科科学教育専攻教授

■ 文部科学省の主な編集者〔職位順〕

伯井 美徳	前 初等中等教育局長
藤原 章夫	初等中等教育局長
寺門 成真	学習基盤審議官
淵上 孝	前 大臣官房審議官（初等中等教育局担当）
茂里 毅	前 学習基盤審議官

清重 隆信	初等中等教育局児童生徒課長
江口 有隣	前 初等中等教育局児童生徒課長
鈴木 慰人	前 初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長
小林 雅彦	初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長
井川 恭輔	初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査官
薮島 尚範	初等中等教育局児童生徒課生徒指導室いじめ・自殺等対策専門官
榎木 渉	前 初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導企画係長
片境 俊貴	初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導企画係長
知久 明生	初等中等教育局児童生徒課生徒指導室いじめ対策支援係
小澤 英雄	初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導企画係

デジタルテキスト・バージョン情報*

2022-12-06 Ver.1.0.0

生徒指導提要

MEXT 1-2207

著作権所有 文部科学省

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2

* バージョン情報は、〔西暦年 - 月 - 日 Ver.A.B.C〕で構成されており、〔Ver.A.B.C〕の意味は、次のとおり。①〔A〕は、メジャーバージョンアップの番号で、内容が大幅に修正された場合、②〔B〕は、マイナーバージョンアップの番号で、法律の改正や公布・施行、新たな通知等があった場合、③〔C〕は、パッチバージョンの番号で、文言等の軽微な修正等の場合に番号が増加する。なお、本デジタルテキストは、科学論文作成用のフリーソフト $\text{\LaTeX}$ 2_εで組版を行っている。